赤松鎌寸の工場閉鎖

林、良、[illegible]各市會議員を訪ひ船頭の時間短縮につき陳述し運動中である

神戸市兵庫[illegible]通り三丁目赤松鎌寸工場では今回神戸市電第三期[illegible]のため[illegible]命令に接したので[illegible]一日附突然工場を閉鎖したので同夜七時半共栄職工等が協議の上代表委員瀬戸哲次、加吉川[illegible]ほか二名は二日工場主に對し左の如き要求を提出する由

（一）勤續半年以上一箇年以内のものは日給廿日分（二）同一箇年以内のものは前條の廿日分に加ふるに一箇年以上の勤續月數により一箇月毎に二日分を増すこと（三）同三年以内のものは前條の如く三日分を増すこと（四）同四年以内のものは前同樣四日分増すこと（五）同五箇年以内のものは前同樣五日分増すこと（六）同六年以内のものは前同樣の意味に於て一箇年を増す毎に半箇年分を増し勤續月數に應じて支給されたし（七）職工の歸國又は他の就職地に到る旅費と賃金を給すること（八）前條の職工家族の旅費運賃の半額を支給すること

警官が勝手に検束書を捏造す

警察に拘留中の人間が街路で泥醉出來るか

勞働總同盟から警察部長に嚴談

警察署が人間を検束するのは廿四時間以上に亘ってはならぬ規定であるが、茲に大阪朝日橋署の巡査が同一人物に對し全くありもせぬ事實を捏造して検束時間の經過する毎に検束理由書を書き替へてゐたといふ奇怪な事實がある、それは過日「パルチザンの宣傳文」と題する不穏文書を印刷頒布したことの嫌疑で朝日橋署に取調中一日から[illegible]釋放された瀬野久司に係るもので同人が去一月十二日から同十八日午前八時までの六日間同署に検束された時のことである、そしてこの事實は正に間違はないと突止めたので同人は一日野田と同時に西尾末廣氏等日本勞働總同盟[illegible]部長を訪ひ[illegible]會談する處があった、瀬野氏は一月十二日以來十八日まで引續き同署に検束されて一歩も外出した事がないに拘らず検束の命令書には

一月十五日午後五時四十分より十六日午後六時まで[illegible]の街路に於て泥醉し過激の言語を發し公安を害する虞れあるものと認め行政執行法第一條に依り引致す（谷口巡査）

一月十六日午後六時より十七日午前五時半まで同上（[illegible]巡査）

とあり拘留中の瀬野と泥醉中の瀬野と同時に二人の瀬野の居た譯で人を誣ふるの甚しきものであり且つ文書を偽造するは怪しからぬといふので總同盟では斷固抗議すると共に[illegible]しを迫まて[illegible]

警察部長に對しては[illegible]の[illegible]をぬやう[illegible]する處があった

渡船の船頭が時間短縮運動

十九時間勞働はヒド過ぎると

安治川、木津川、尻無川には約十五箇所の市營渡船あり安治川筋の七十人、木津川筋の[illegible]十人を始めとし合計百[illegible]名の船頭が日々何萬といふ市民の交通に便してゐるが彼等は朝五時から夜十二時まで十九時間を休みなく働き一週に一度は[illegible]まで[illegible]して得る處は一圓九十錢（[illegible]の渡り方は十錢増）に過ぎず他の勞働者に比べると勞働時間が一般勞働者の約二倍半なのに賃銀は多くないので不平の聲が絶えなかったが最近八時間勞働の聲に刺戟され十時間の三交代制を要求し日々渡船で[illegible]になる野武士組の大矢省三、野田律太諸氏も發起する事となり[illegible]氏は過日來小

川崎造船の服部技師

八時間も取調らる

日曜も[illegible]へ召喚されて武松、植田の兩検事に

川崎造船所技師服部[illegible]去る[illegible]十三日當檢事局武松檢事が川崎造船所兵庫分工場檢察員課に出張し、船舶の[illegible]に關して金庫並に數本の試驗[illegible]を押收して引揚げた[illegible]に[illegible]から

聽取し

た服部[illegible]に押[illegible]收品の取調べを重ねた上、二十七日川崎兵庫分工場檢察員課服部[illegible]技師を召喚し第一號檢事調所で武松檢事が正午から午後六時まで取調べを為しそれから引續いて二階の檢事局檢事室に服部技師を伴ひ行き植田檢事と共に

八時半

まで職業に[illegible]取調を為した、そして放還されたが服部技師は記者の質問を受け『私は服部とは違ひます』と云ひながら逃げるやうにして檢事局を出たが有馬道から平野行電車に乗って平野[illegible]の自宅へ

九時に

歸った、因に服部技師は辻ヶ[illegible]に[illegible]の[illegible]を命じた[illegible]はれる人である

軟化の氣味ある

造機工の同盟組合側

『感情上の誤解を解きたい』

尚[illegible]は職工側が再び[illegible]、[illegible]の[illegible]で充分[illegible]しかし[illegible]に今回の爭議で[illegible]七日の[illegible]後の[illegible]給料日迄休業を[illegible]

[illegible]して成行を觀望す[illegible]職工側では[illegible]組合は[illegible]同盟會[illegible]も[illegible]兩三日中に[illegible]しめるのだそうならば夫れ[illegible]給料を[illegible]へ[illegible]と[illegible]かぬ[illegible]にも[illegible]になるだらうと[illegible]し一兩日中が

大事な

解決時期である

これはお互の感情上の誤解を解きたいとの幾分か軟化の氣味である（[illegible]）

後援の爲眞相聽取

日本勞働總同盟にて職工幹部より

日本勞働總同盟にては芝[illegible]一數[illegible]内本部に於て本日午後六時より[illegible]船渠爭議に關する眞相を[illegible]濱より上京の造船工組合幹部より逐一聽取すると共に其の後援方法を協議するぞ

横濱船渠の爭議

浦賀へ飛火

建造中の船舶を浦賀船渠に委託と聞いて職工側妨害に努む

横濱船渠會社の勞働爭議の結果會社側は目下修理及建造中の船舶を浦賀船渠會社又は神戸川崎造船所其の他に委託

建造の

[illegible]であるが職工側は[illegible]浦賀船渠會社職工の退職[illegible]し[illegible]利用し数の[illegible]を[illegible]し[illegible]同會社の強硬なる態度を[illegible]和せん[illegible]職工は一日午後十數名[illegible]浦賀町に

入込み

大いに煽動せん

とし計畫中を探知した横須賀憲兵分隊並に浦賀分署の警戒する處となり右職工四名を同署に檢束し浦賀船渠の職工と接近の機會が斷ち難なきを得たるが[illegible]間[illegible]に依然として[illegible]入り込むやの形跡あるより

署長は

二日午前横須賀警察署に鈴木署長を訪ひこれが警戒方針を協議し[illegible]に警戒中であるが因に浦賀船渠の職工は昨秋の爭議に鑑み今は頗る静穏である（横須賀二日發電話）

横濱船渠

爭議の惡化

當分休場す

横濱船渠は爭議繼續し廿七日[illegible]したので會社側では「本日より休業[illegible]」と[illegible]當分休業中は日給[illegible]を支給せず又[illegible]日は[illegible]上[illegible]に[illegible]からうと[illegible]は未だ[illegible]三日十五日進水[illegible]の[illegible]に[illegible]ありて[illegible]ると[illegible]は[illegible]よりしての[illegible]入港中[illegible]へるので[illegible]取調へ[illegible]の[illegible]より[illegible]の休業が[illegible]けは[illegible]に[illegible]する[illegible]（横濱）

神戸地裁檢事局の

目覺しい大活動

川崎造船所の檢擧事件取調大に進捗

[illegible]は神戸[illegible]に[illegible]ついて[illegible]に取調べを進めて[illegible]の[illegible]ら[illegible]川崎造船所の[illegible]は[illegible]が[illegible]ついて[illegible]二十[illegible]式[illegible]から[illegible]後[illegible]技師が[illegible]始めて[illegible]九時[illegible]も一度[illegible]の[illegible]動[illegible]の[illegible]新[illegible]らしい（神戸電話）